

公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約（単独型）に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。応募のための簡易プロポーザル作成に当たっては、以下の事項に留意した上で、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612, 6613）あてにお願いいたします。

2013年7月3日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 小寺 清

【1. 簡易プロポーザル提出の資格】

簡易プロポーザル提出の有資格者は、平成25・26・27年度全庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者又は国際協力人材登録している者に限られます。

また、法人の場合、日本国で施行されている法令に基づき登録されている法人、個人（法人に所属する個人を含む。）の場合、日本国籍を有する方に限ります。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、簡易プロポーザル提出の資格がありません。

国際協力人材登録者については、公示案件に応募する際、調達部受付（機構本部1F）（〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル）へ、簡易プロポーザル及び見積書とともに以下の（1）～（3）の書類（すべて原本が必要。コピーは不可。）を提出（郵送又は持参にて必着）していただく必要があります。

（1）住民票又は住民票記載事項証明書（海外在住の場合は、在留証明書）

平成15年10月以降（機構発足後）に国際協力人材部人材確保課又は調達部計画課に住民票、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は戸籍抄本のいずれかを提出した方は不要です。

なお、国際協力人材登録を一度削除されて、新たに登録を行う方は改めて住民票、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は戸籍抄本のいずれかの提出が必要となります。

（2）納税関係書類

1）納税証明書「その3の2」（未納額がない証明書：税務署発行のもの）

ただし、給与所得者の場合は源泉徴収票で可とします。

2）住民税納税証明書（区市町村発行のもの）

注1）各年の納税証明書の発行時期については、発行機関によって多少差異がありますので、各機関へ直接お問い合わせ下さい。発行時期に達していないため、当年度分の納税証明書を提出できない場合、または、納期経過未納額がある場合は、昨年分の納税証明書を提出して下さい。

注2）以下の方については、納税関係書類の提出は不要です。

a. 当年度において、2回目以降のプロポーザル提出となる方（ただし、納税関係書類の有効期間が過ぎている場合は、再度提出が必要です。）

b. 過去に海外に居住し、納税関係書類を提出できない方（ただし、海外居住の旨を記載した住民票を提出願います。）

c. 被扶養者等納税義務のない方（ただし、非課税証明書を提出願います。）

d. 現在海外に居住している方（ただし、在留証明書を提出願います。）

（3）消費税課税事業者届出書の控

消費税課税対象者は、上記の納税関係書類に加え、2年以内の税務署受付印のある消費税課税事業者届出書の控を提出してください。

この他、所属先を有する方については、派遣について所属先の同意が得られない場合は派遣できませんので、簡易プロポーザル提出前に必ず所属先の承認確認をお願いします。

また、国際協力人材登録者については、契約交渉時に過去1年以内の健康診断書（写）の提示をお願いします。

【2. 提出書類】

簡易プロポーザル作成に際しては、「プロポーザル作成要領」を十分参照願います。

「プロポーザルの作成要領」は、機構ホームページ「調達情報」中「コンサルタント等の調達」

（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>）を参照してください（ハードコピーでの販売・配布は行っておりません）。

簡易プロポーザルは、以下の3つの文書から成ります。様式がありますので、上記の「プロポーザル作成要領」及びホームページ（同上）を参照願います。

（1）簡易プロポーザルの提出の頭紙

（2）簡易プロポーザル本体

業務の実施方針、業務従事者の経験・能力等

（3）見積書

見積書は簡易プロポーザルとは別に密封して下さい。なお、婚姻等で姓が変更になった場合は新しい姓で簡易プロポー

ザルを作成して下さい。また、変更後は必ず旧姓を併記して下さい。

【3．プロポーザルの提出方法】

簡易プロポーザルは、提出期限（時刻）までに、持参して下さい。郵送の場合は提出期限（時刻）必着とします。

【4．情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。（http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html）

（1）公表の対象となる契約相手方

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア．当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等（注）として再就職していること

注）役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、

助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

イ．当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

（2）公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア．対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名

イ．契約相手方の直近3か年の財務諸表における当機構との取引高

ウ．契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ．一者応札又は応募である場合はその旨

（3）当機構の役員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

（4）情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

【5．プロポーザルの無効】

提出されたプロポーザルが次の事項に該当した場合、プロポーザルは無効となりますので、ご注意ください。

（1）提出期限後にプロポーザルが提出されたとき

（2）提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき

（3）同一提案者（コンサルタント企業等）から、同一の案件に対し、従事予定者が異なる2通以上のプロポーザルが提出されたとき

（4）プロポーザル提出者が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき

（5）JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年細則（調）第42号）に基づく指名停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき

（なお、プロポーザルの提出後であってもプロポーザル審査結果の通知前に指名停止を受けた者を含みます。）

（6）虚偽の内容が記載されているとき

（7）前項に掲げるほか、業務指示書又はコンサルタント等契約関連規程に違反したとき

【6．業務期間重複によるプロポーザル提出の制限】

（1）既に受注している案件または契約交渉中の案件と業務期間が重なる業務従事予定者を配置して応募することは認められません（ただし、業務期間を調整して重複を避けることができる場合、応募に支障ありません）。

（2）プロポーザルの提出期限を同じにする複数の案件に、業務期間が重なる業務従事者を配置して応募することはできません。

（3）業務期間が重複する可能性のあるJICAの他の業務実施契約（単独型）案件に応募し、選定結果が未通知である業務従事者を配置して応募する場合、応募中の案件を含めて2案件までであれば応募することができます。

【7．その他】

（1）登録制度は廃止いたしました。当機構にて行っております契約競争やコンサルタント契約に関心を持っていただいている方の情報をとりまとめたく、「情報シート」の提出をお願いしておりますので、ご対応の程よろしくお願い致します。

詳しくは、機構ホームページ「調達情報」>「事前資格審査制度」をご確認ください。情報シートの様式も掲載しております。

（2）不採用になったプロポーザル（正）及び見積書（正）は返却可能です。選定結果の通知日から2週間以内に、返却を希望する旨を調達部担当契約課にご連絡ください。連絡がない場合は機構で処分します。

（3）プレゼンテーションを行う案件については、原則、公示にて指定された場所においてプレゼンテーションを実施することとします。これによりがたい場合は、調達部担当者にご相談ください。なお、条件がそろわない場合には、プレゼンテーションを実施いただけないこともあります（その際は、プレゼンテーションの評価点がゼロとなります。）ので、ご承知おきください。

（4）航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規制引航空運賃の利用について／通知（PR）第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規制引運賃までを上限の単価として見積りを行ってください。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

なお、業務に含まれる国内での会議等に出席するための旅費・交通費については、諸経費に含まれるとの整理をしていますので、支給の対象とはなりません。

（5）先方政府から日本国政府に対して要請のあった専門家を派遣するための契約案件については、専門家を派遣する際には最終的に専門家の履歴を示した上で、先方政府の受入れを確認することが必要となります。

このため、先方政府からの受入れ確認が得られることが契約成約の条件となり、契約は受入れ確認が得られた後の締結となりますので、予めご承知おき願います。

番号： 6 国名：モロッコ 担当：産業開発・公共政策部
案件名：太陽光発電事業 F / S プロジェクト詳細計画策定調査（環境社会配慮）

1 今回契約予定のコンサルタント
環境社会配慮 3号

2 契約予定期間： 全体 2013年8月上旬から2013年9月下旬まで
業務予定期間（日数） 準備期間 派遣期間 整理期間 M / M
環境社会配慮 5 12 5 0.90
（現地 0.40 M / M、 国内 0.50 M / M）

3 簡易プロポーザル提出部数、期限、場所
簡易プロポーザル：正1部写4部
見積書：正1部写1部
提出期限：7月17日(12時まで)
提出場所：調達部受付（JICA本部1F）

4 プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針
- | | |
|--------------------|---|
| ア 業務方針の的確性 | 3 |
| イ 業務方法の整合性、現実性等 | 6 |
| ウ 当該業務実施上のバックアップ体制 | 1 |
- (2) 業務従事者の経験能力等
- | | |
|-------------------------------|----|
| ア 担当事項：環境社会配慮 | |
| (ア) 類似業務の経験 | 45 |
| (イ) 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験 | 9 |
| (ウ) 語学力 | 18 |
| (エ) その他 学位、資格等 | 18 |
- (計100点)

5 記載時留意事項

語学の種類：英語(語学は認定書(写)を添付してください。)
対象国/地域：モロッコ/全途上国
類似業務：環境社会配慮にかかる各種調査

6 条件

補強認めない。

参加資格のない社等：特になし。

その他：

(1)本件受注コンサルタントは、本業務により予備的スコーピングを実施する技術協力業務に係るコンサルタント契約への参加を認めない。なお、中間評価・終了時評価等、技術移転に付随する業務への参加は認める予定。

7 業務の背景と目的

モロッコ国(以下、「モ」国)は石油資源への依存度を徐々に下げるべく、再生可能エネルギー開発を重視しており、2020年までに、風力及び太陽エネルギーでそれぞれ2000MWの実現を目標としている。特に太陽エネルギーセクターについては、地方部の産業育成、雇用創出の文脈からも「モ」国政府はその促進に力を入れている。

太陽エネルギーについては「太陽エネルギー計画」に基づき2000MWを達成するための5か所の地域が既に選定されており、各事業の具体的な計画策定および実施段階へと移行している。例えば、同選定済み地域のうち、1か所目のワルザザート(合計500MW)については、太陽熱発電所の独立発電事業者(IPP)が既に決定済みであり、今後同地域においては太陽光発電所の建設も予定されている。さらに2か所目の地域であるアインベニマタル(合計400MW)についても太陽熱発電、太陽光発電を併用し、求められる発電容量を達成する計画となっている。しかし、アインベニマタル地域については、F/Sも実施されておらず、具体的な計画が固まっていない状況である。

さらに、「太陽エネルギー計画」の推進・実行を担う太陽エネルギー庁(MASEN)は、発電および工事業業者選定の業務の一部を外部コンサルタントへ委託して実施するなど、現状では同計画に取り組むために必要な人材が不足している。

他方、太陽光発電については、本邦企業からの関心も高いことから、日本政府としても重視しており、2010年12月の日・アラブ経済フォーラムにて、日本および「モ」国政府の関係機関で太陽エネルギー分野に関する包括的な協力の推進に係る覚書(MOC)を締結した。その後も、2012年3月の両国外務大臣間での協議、5月の「モ」国王と玄葉外務大臣との面談時等、数次にわたるハイレベルでの協議の場にて太陽光分野における両国の協力を言及されてきた。

このような背景のもと、「モ」国政府は、我が国に対して、アインベニマタル地域における太陽光発電事業に関するF/S調査の実施を要請し、これを受けてMASENをカウンターパート(C/P)とする太陽光発電事業F/Sプロジェクトの実施を我が国は決定した。本調査は、同プロジェクトの枠組み・内容について調査・協議を行う、詳細計画策定調査である。なお、本調査は、2回に分けて実施予定であり、第1回詳細計画策定調査はJICA団員を中心として2013年7月上旬に実施予定である。

本業務は、F/Sプロジェクトに含まれる環境社会配慮に関する調査を行うものであり、このため、本コンサルタント団員は、上記の第1回詳細計画策定調査の結果も踏まえつつ、2013年8月下旬以降開始予定の第2回詳細計画策定調査において単独で以下の業務を行う。

8 業務の範囲及び内容

本コンサルタントは、「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月公布)(以下、JICA環境ガイドライン)に基づき、担当分野に係る以下の調査を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

[環境社会配慮]

(1) 国内準備期間(2013年8月中下旬)

ア 第1次詳細計画策定調査報告書、およびJICAにより貸与される関連報告書等に対して環境面からのデスクレビューを行う。

イ JICA環境ガイドラインの本件への適応について確認する。

ウ 担当分野に係る調査方針、調査行程、調査手法、資料入手方法を検討する。

エ 担当分野に係る「モ」国関係機関、他ドナー等に対する質問票(案)(英文)を作成する。

オ 担当分野に係る調査報告書の目次構成を検討する。

カ 担当分野に係るR/D(案)を検討する。

(2) 現地派遣期間(2013年8月下旬～9月上旬)

ア JICAモロッコ事務所、C/P機関との打合せに参加する。

イ 担当分野に係る以下の事項について、現状を把握し、資料・情報を収集する。

(ア) 環境対策に関する制度、管理体制(環境行政)の状況

(イ) 「モ」国における類似プロジェクトにおける(環境社会配慮上の)教訓

ウ アインベニマタル地域に対して「モ」国側が独自に実施した環境調査結果について、関係機関および現地視察を通じて確認を行う。

エ 上記「ウ」も踏まえつつ、JICA環境ガイドラインに沿ったスクリーニング及び予備的スコーピングを実施する。(本案件は現時点では環境カテゴリBに分類されている。)

(ア) 「モ」国における環境社会配慮に関する組織・制度・法律等(初期環境調査(IEE)、環境影響評価(EIA)の実施体制、法制度、環境基準、住民移転手続き)の概況を把握する。

(イ) スクリーニングによるカテゴリ分類を行う。

(ウ) カテゴリ分類に基づく予備的なスコーピングを行う。

オ 「モ」国内の環境コンサルタントの能力、価格等に関する基礎情報を収集する。

(3) 帰国後整理期間(2013年9月中下旬)

ア 収集資料の整理・分析を行い、収集資料のリストを作成し、質問票回答の取りまとめを行う。

イ 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書(案)を作成し、同報告書全体の取りまとめに協力する。

ウ 予備的スコーピングの結果に基づき、本体F/Sプロジェクトでの環境社会配慮業務のTOR案を作成する。

エ 情報公開用資料案(英文)の作成を行う。

オ 帰国報告会、国内打合せに参加し、担当分野に係る調査結果を報告する。

9 成果品等

本業務の実施過程で作成・提出する報告書は以下の通り。

なお、本契約における成果品は(2)調査報告書(案)(担当分野)とする。

(1) 業務実施計画書

和文2部 (JICA産業開発・公共政策部、JICAモロッコ事務所)

(2) 調査報告書(案)(担当分野)

和文2部 (JICA産業開発・公共政策部、JICAモロッコ事務所)

なお、上記成果品の体裁は簡易製本とし、電子データも併せて提出する。

10 特記事項

(1) 業務実施上の留意点

航空券・旅費(日当・宿泊費)は契約に含めず、JICAより別途支給します。(見積書の旅費欄には0円と記載下さい。)

(2) プロポーザル提案事項

業務の実施方針および業務工程表をプロポーザルにて提案すること。

(3) 参考資料

本件に係る資料は、JICA産業開発・公共政策部資源・エネルギー第2課(03-5226-6922)にて閲覧できます。

(4) 必要予防接種 無

(5) その他

1) 調査団構成(詳細計画策定調査)

ア 総括/太陽光発電(JICA)

イ 調査企画(JICA)

ウ 環境社会配慮(コガタ)

なお、ウ 環境社会配慮団員である本コンサルタントは、7月上旬派遣予定のア、イの団員の調査を受けて、個別に調査を行う。コンサルタント団員の派遣開始時期については、モロッコ側関係機関との調整により、8月中旬～9月上旬の間となる予定である。

2) コンサルタント団員の現地派遣中は、通訳(英語-仏語)をJICAにより雇上予定。